

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時開議

中山委員長 これより会議を開きます。

第七十七回国会、内閣提出、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、第七十九回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

中山委員長 引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房地域活性化統合事務局長代理枝広直幹君、内閣法制局第四部長松永邦男君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官照井恵光君、経済産業省経済産業政策局長石黒憲彦君、経済産業省通商政策局長佐々木伸彦君、経済産業省貿易経済協力局長厚木進君、経済産業省商務情報政策局長永塚誠一君、資源エネルギー庁長官高原一郎君及び特許庁長官岩井良行君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

中山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橘慶一郎君。

橘（慶）委員 おはようございます。

朝早く、一首を読ませていただいたの質問ということでありまして、きょうの万葉集は、いよいよ桜も散り行く東京であります。桜の花が散る歌がありましたので、これを御披露させていただいて始めたいと思います。巻十六、三千七百八十六番。

春さらばかざしにせむと我が思ひし桜の花は
散り行けるかも

それでは、一時間よろしくお願いいたします。

早速、大臣から何か春らしい御答弁をということで始めればいいんですが、時節柄、そもいかない部分もこの日本の内外にあるわけでありまして、通称アジア拠点法と言われているこの法案の審議に先立ちまして、一問、北朝鮮のミサイル発射の問題をさせていただいて、あと、法案を全部一通りいろいろと質問させていただいた後、最後に、また幾つか、最近の問題について見解をお伺いしたい、このように思っております。

そういう意味で、大臣には、最初の質問はなかなか春らしいということにはならないと思いますが、ぜひ現状認識でよろしくお願いしたいわけです。

四月十三日の北朝鮮のミサイル発射は、断じて容認のできないことであります。衆議院で決議もいたしました。

この委員会で審査をする案件といえば、四月十四日から外為法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置がさらに一年継続ということになって、やがてまたその承認案件というのが上がってくるわけですが、確かに、この委員会の所管するいろいろな手だてという意味ではかなり尽くしているという部分もあるわけですが、それは言っても、やはりこれは断じて容認できない、こういう事案であります。外交、いろいろなことも考えなきゃいけないわけですが、やはりそれなりの我が国としての姿勢も見せていかなきゃいけない。

そうなりますと、この制裁措置の強化というのは内閣全体として検討されていかないのか、この辺、どのようにお考えになっているのか、まずお

伺いたいと思います。

枝野国務大臣 おはようございます。

御指摘のとおり、人工衛星と称するミサイルの発射は、我が国を含めた地域の平和と安定を損なう安全保障上の重大な挑発行為でございます。それから、国連安保理決議、これは弾道ミサイル技術を使った発射をこれ以上実施しないことを北朝鮮に要求しておりますが、これにも反するものでありまして、極めて遺憾でございます。

御指摘のとおり、経済産業省の制裁措置は、安保理決議の求める内容よりも厳しいものとなっております。経済産業省の所掌範囲の中で、なかなか難しい部分があるというのには御指摘のとおりでございますが、政府全体としては、こうした問題に毅然とした姿勢を示すことが必要だと思っております。米国、韓国、中国、ロシアを初めとする関係国や国連安保理等の国際社会の動きなどを踏まえつつ、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

橋（慶）委員 出入国措置であったりお金のやりとりであったり、まだきめを細かくできる余地も残っているような話も聞いております。いろいろな提案を我が党もしているということでもありますし、ぜひ、またよく御検討いただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

それでは、アジア拠点法と言われる、昨年の通常国会に出てまいりました特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案、順次質疑をさせていただくわけですが、アジア拠点法というふうに言われてはいるんですけれども、

内容的には、必ずしもアジアの会社だけを対象にしているわけでもなく、ある程度広がりを持って、言ってみれば、我が国の国際的な拠点としての位置づけというものを大事にしていこう、あるいは守り立てていこうということでそういう内容がいろいろと込められている、こういうふうな理解をし始めておりまして、そういったことを中心に、この法案の立法の趣旨そして効果ということについて、順次お伺いをしてまいりたいと思っております。

まず、アジア全体が経済として発展が非常に著しいということでありまして、当然そういうことを願って、欧米諸国を含めているいろいろな多国籍企業がアジアにも展開をしているわけでありまして、そういう中において、今日、アジア地域の中で、どういった国なり、あるいは町というものが注目され、伸びているのか、この辺の認識からお伺いをしてまいりたいと思っております。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

アジア地域におけます多国籍企業の立地状況につきまして、各国政府が公表しているデータの制約はございますけれども、例えば香港につきましては、地域統括拠点数が、二〇〇一年の九百四十四件から二〇一一年の千三百四十件へと、この十年間で約一・五倍に増加しております。

それからまた、シンガポールにつきましては、我が国及び諸外国の有力なグローバル企業が拠点を移転した事例があることを承知しております。グローバル企業の拠点立地が進んでいると推察されるところでございます。

橋（慶）委員 今ほどお話のあった香港、シン

ガポールということも念頭に置きますと、優位性ということを言われる場合には、今回の措置というのは、例えば投資を促進するか、特許料を減免するか、あるいは租税特別措置という、言ってみれば、経済といいますが、企業でいうと収益に係る部分、そういった部分の措置が多いわけですから、この優位性という意味で、我が国がやや失われてきているのかな、あるいは競争が厳しくなっているのかなと言われる場合には、そういった立地コストの高さのみならず、今ほど香港、シンガポールという例を挙げただけでしたし、また、多分ソウルとか上海もそうなんでしょうけれども、例えば飛行場からのアクセスであったり港湾との関係であったり、あるいはアジアという一つの地域を地理的に眺めた場合の位置関係、どこからどこへ、どれくらい時間がかかるのか、こういった要素もあるようにも思います。

また、言語ということについては、やはり英語というものがグローバルな言語であるとするれば、日本語というものはマスターしなければいけないとか、あるいは私も日本人において英語におけるコミュニケーション力、いろいろな要素が拠点を高めていくためには必要なのではないかこのようにも思うわけですが、この辺の認識についてはいかがでしょうか。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十一年度、経済産業省がアジアの国・地域について、投資先としての魅力を投資環境項目別に、今先生おっしゃられた項目も含めまして、調査した結果がございまして、それを見ますと、

本社及び担当地域内の各事務所へのアクセス等の地理的要因につきましては、日本に比べ、中国、シンガポールに魅力があるという回答をした企業が多くなっております。

また、英語を使える人材を含めた優秀な人材の獲得という観点では、中国、インドに魅力があるという回答した企業が多いわけですが、日本もそれに続く回答数を得ております。

御指摘のように、グローバル企業が立地先を選定する要因は複合的でございまして、コストや事業環境等を総合的に評価して判断を行うと考えております。

このために、平成二十三年十二月に、ビジネスジェットの受け入れ環境の整備や行政の英語化の推進等、よりよい事業環境、生活環境の整備に向けた取り組みを盛り込んだアジア拠点化・対日投資促進プログラムを策定したところでございます。今後、本プログラムを着実に推進して、投資先としての我が国の魅力を高めてまいりたいと考えております。

橋（慶）委員　そういう御答弁であるとすれば、やはりこの法案というものが、ここに盛り込まれたツールも生かしながら、パッケージとして積極的なマーケティングが必要になるだろう、このように思っております。このことについては、後でまたお伺いをしてまいりたいと思っております。

そして、さきの御答弁の中にもありましたように、シンガポールには逆に我が国の企業がグローバル企業として拠点を一部移したというような話も私も聞くわけでありまして。

そんな意味で、逆に我が国の日本企業ということとで、日本で生まれ育った企業が、アジアの他国に本部機能あるいは研究開発機能を移転したという事例、あるいはそういう構想、計画、そういったものについて、つかんでおられるところで、わかる範囲でお答えをいただければと思います。

厚木政府参考人　お答え申し上げます。

個別の企業の具体名を申し上げることは適当ではないと思っておりますけれども、例えば二〇一〇年に大手の情報通信機器メーカーが研究開発拠点をシンガポールに設立した事例とか、あるいは二〇一一年に大手の総合光学機器メーカーが国際事業本部をシンガポールに移転した事例等があるものと承知しております。

それから、経済産業省が平成二十一年に実施した日本企業へのアンケート調査によりまして、四社が本社機能を海外へ移転も視野に入れて検討中、それからまた、三十八社が研究開発機能を海外へ移転する、または移転も視野に入れて検討中と回答しております。

橋（慶）委員　そういう意味では、今回の法案は、実は外国企業だけではなくて、そういったいろいろなことを考える日本企業に対してもある意味でメッセージを送るという内容なんだろうと思っております。

そして、今ほどお話があったように、いろいろな機能を我が国の企業であつても外へ出そうとする中で、やはりこの日本というものをどういう役割で位置づけていくかということ是非常に大事だと思っております。

いろいろな製品を開発して、それを大量生産ということになると、やはりどうしても人件費の安いところ、あるいは部品産業なども含めていろいろなところへ立地してしまうわけですが、日本で今言われているのは、この国の技術あるいはこの国のそういうノウハウを生かして、まず第一号製品あるいはプロトタイプの商品、そういったものをこの日本の中でつくっていく、そういう付加価値の高いものをまず日本でつくる、そういうマザー工場と言われるものをやはり一つ日本に残していく、そして、そこから海外へ展開していくというのも一つの日本の生きる道ではないか、こう言われているわけでありまして。

そういう中で、実は、二十三年度の第三次補正予算で、これは震災対策ということもあつたわけですが、これも、国内立地推進事業費補助金ということで、福島を除いて二千九百五十億円、福島は別枠になっていたわけですが、これについて七百四十八件も申請がありまして、そのうち二百四十五件、二千二十三億円を採択された。残った九百二十七億円余につきまして二次募集にも入っております。こういうこともお伺いしているわけでありまして。

こういった立地推進事業費補助金の中で、今申し上げたプロトタイプあるいは第一号製品を製造するそういったマザー工場と言われるものについてはどの程度対応を手当てできたのか、どういった状況にあるのか、お答えいただきたいと思っております。

石黒政府参考人　お答え申し上げます。
第三次補正予算の方で措置をされました国内立

地推進事業費補助金でございますが、いわゆるマザー工場に限らず、委員御指摘のとおり、震災復興ということもございまして、サブライチエーンの中核的な部品、素材分野と高付加価値の成長分野における生産拠点に対して広く補助を行うこととしております。

一次公募におきまして、委員お尋ねのマザー工場でございますが、代表事例といたしましては、愛媛に航空機、高級自動車向けの炭素繊維の工場を増設するといったようなものが代表事例でございます。

ただ、マザー工場の定義もございまして、実は全体として幾らあるかということについては、ちよつとお答え申し上げるのは難しいのでございませけれども、この厳しい円高の中での国内立地でございまして、全てそういった案件については何らかのマザー工場の機能を持ったものと我々は理解をいたしております。

さらに、委員が特に御指摘になりましたプロトタイプとか、そういった一号ラインの増設につきましては、この補正予算とは別に、実は当初予算の中で、二十三年度予算といたしまして、革新的低炭素技術集約産業の国内企業立地補助金という制度を設けております。これは、低炭素分野について、まさしくプロトタイプ、一号ラインをつくり出すときに補助をするものでございまして、十二件、七十一億円の支援をさせていただいております。これは通常予算でございますので、引き続き来年以降も続けてまいりたいというふうに思っております。

橘（慶）委員 東日本大震災を契機としてサブライチエーンの問題等が発生しまして、特に昨年の秋口ごろは、随分、経済的な新聞には毎日のように日本企業の海外への移転というような話が出ているという非常に心配な状況もあつたわけであります。

そういったことに対して、やはりいろいろな形でメッセージを出していかなきやいけない。そして、やはり日本の中で物もつくつていかないと、そういうノウハウを残していかないと、最終的にだんだん各国と製品の競争が厳しくなつてしまつと、なかなか日本として前へ進めないという問題もあると思います。ぜひ、この辺は力を入れていかなきやいけない。

そういう意味において、恐らく、拠点というものについて、いわゆるオフィスのな拠点と研究開発機能というものに着目をされた今回の法案のたてつけであろうと思っております。

そこで、若干、この法案の条文の問題について、これは法案の性格というか、何を狙っているかということとを明らかにするということの意味におきまして、省令に委任されている部分も結構ありますので、あえてここで、法案審議でありますから、この委員会の中で明らかにしていきたいと思っております。

特定多国籍企業というものを支援するという法案であります。この特定多国籍企業、グローバル企業ですけれども、要件としては、法文上は、国際的な規模で事業活動を行っているということ、いわゆる国際的規模であるということ、もう一つ

は高度な知識または技術を有する、こつこつ二つの基準を設けながら、それを具体的には主務省令の方に内容的には委任をされているわけであります。

そこで、この国際的規模、そしてまた高度な知識、技術というのは具体的にどのよう定められるのか、まずお伺いいたします。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

主務省令に委任されている事項の詳細につきましては、具体的には主務省令を定める中で検討していくことになるわけでございますが、御指摘の国際的規模で事業活動を行っているとの要件は、国際的な事業活動の実体があり、いわゆるペーパーカンパニーでないこと等を規定することを想定しております。

また、高度な知識または技術を有するとの要件は、特許権を保有していること、博士号保有者等の高度な能力を持つ人材を雇用すること等を確認する規定とすることを想定しております。

橘（慶）委員 ちよつと確認いたします。

そうすると、ペーパーカンパニーでないということになると、例えば確実に従業員を幾つかの国に雇用されているというようなことになるんではないか。それから、博士号の人材ということであれば、何人ぐらいは置いておけ、こういうことになるんではないか。数値は具体的にはいいんですけれども、考え方を確認させていただき。

厚木政府参考人 まさしく先生御指摘のとおりでございます。まず、ペーパーカンパニーでないことというのは、その実体を確認していくとい

てあるわけですが、私、これを見せていただきながら、大体、お気持ちということでは、今ほどお聞きしているように、やはり雇用ということとは非常に重視するというのは伝わってくるんですけども、例えばこの第四条第二項第二号というところで、「研究開発事業に常時使用する従業員の数その他従業員に関し主務省令で定める事項」、後の方が「主務省令で定める事項」となっておりますが、その数以外のことでのようなことを定められるのか、そしてそれはどういう狙いがあるのか、審議ですから、明らかにしていただきたいと思えます。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のございました法律第四条第二項第二号では、「従業員に関し主務省令で定める事項」、数以外の部分についてでございますけれども、これにつきましては、今後詳細を検討するわけですけれども、グループ企業から本法案の支援対象となる子会社に派遣される研究者の人数及び派遣期間等に関する事項について規定することを想定しております。

橋（慶）委員 質問の方は、具体的内容及びその狙いというふうに申し上げましたが、そうすると、そういった研究者の数と派遣期間ということやはり何か狙いがあるんだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

本法案の目的、狙いといったしましては、海外から我が国に新たな人材、技術というのを呼び込むというところに狙いがございますので、こうした

研究開発拠点につきましては、本社から一定数の研究者が我が国に来て、できれば日本の企業と共同研究をしたらどうか、そういうことによつて我が国の技術の革新性を高めていくというところに狙いがございますので、そういったことを狙った規定でございます。

橋（慶）委員 そんな意味では、日本人を雇用するということだけではなくて、海外からそういう優秀な技術者も来ていただいて、日本の皆さんとある意味でコラボレーションすることによって、また一面、日本の言ってみれば能力が高まっていくということを狙う、だから、派遣期間についても、余り短いと困るので、やはりある程度、日本の食事をしてもらって、日本のお酒を飲んでもらって一緒に取り組んでほしい、こういう狙いがあるということはこれで理解をするわけであります。

そして、今度は、計画に対して認定基準というものも定まっております、これはきょう最後のここでお伺いしたいことにつながっていくんですが、認定基準の承認の場合は、事前にお伺いしていますと、普通は大体、基本方針に照らして適切なものということ、二行で終わるんだけれども、今回はあえていろいろなことをしっかり盛り込んだというのが事前の事務方からの御説明でありました。

その中で、特に、今度は三項の第二号で、今の従業員の部分ですね、「従業員の数の主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。」ということ、かなりここは詳しくまとめた

だいているわけでありまして、あるいは三項の三号では、実施期間というものを「主務省令で定める期間であること。」ということで、ある程度の期間をとることを予測させるものがあるわけでありまして。

この辺の具体的内容及びその狙いについて、お伺いいたします。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、第四条第三項第二号における「従業員の数主務省令で定める数以上であること」及び「その他従業員に関し主務省令で定める要件」の具体的内容とその狙いということでございます。

第二号に規定する「従業員の数主務省令で定める数以上であること」につきましては、例えば、初年度十人以上雇用し、五年目終了時点までに十五人以上を追加的に雇用することを規定することを想定しております。

また、「その他従業員に関し主務省令で定める要件」につきましては、グループ企業から本法案の支援対象となる子会社に派遣される研究者を、支援対象となる子会社で六カ月以上受け入れよとするものであることや、外国人の在留に関し十分な管理体制を整備することを規定することを想定しております。

それから、第三号における「実施期間が主務省令で定める期間であること。」の具体的内容でございますけれども、それにつきましては、三年から五年の期間、事業を行うことを規定することを想定しております。

この狙いといったしましては、これにより、認定

後すぐに撤退するような企業を支援対象から排し、グローバル企業の研究開発事業及び統括事業の促進による新事業の創出や就業機会の増大を担保することを狙いとするものでございます。

橋（慶）委員 ありがとうございます。

そして、実は、次の条文はつけなかったんですが、これとほとんど同じ条文が、第六条というのがあります、今度は「統括事業計画の認定」、そういう項目があつて、大体同じ条文が並んでくるわけでありませぬ。

そこで、済みませぬ、局長さん、ずっと答弁いただいて申しわけないんですが、今ほどお伺いしてきた、例えば、その計画に載せる従業員の数その他従業員に関し主務省令で定める事項、あるいは計画の認定要件になります従業員の数、あるいは主務省令で定める数以上、あるいは従業員に関し主務省令で定める要件、また実施期間、こういったものがコピーみたいに統括事業計画の方もあるんですが、そこは今のお話と同じであるのか、あるいは多少事業の性質が違つて異なるのか、その辺のことを教えていただきたいと思ひます。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

第六条第三項第三号の実施期間につきましては、研究開発事業計画と統括事業計画で共通の内容として、三年から五年間と規定することを想定しております。

他方、従業員に関する事項につきましては、外国人の在留に関し十分な管理体制を有することということについては研究開発事業計画と統括事業計画で共通しておりますけれども、従業員の数に

ついては研究開発事業と統括事業で書き分けることを想定しております。

これは具体的には、経済産業省が実施いたしましたアンケート調査によりまして、研究開発拠点は統括拠点よりも従業員数が多くなつておりますので、こうした雇用実態を踏まえまして、研究開発事業計画では統括事業計画よりも多くの従業員を雇用することを要件として規定することを想定しております。

橋（慶）委員 そんな意味では、統括事業という大きなビルのワンフロアぐらいのオフィスかと思えば、そればかりではなくて、ある程度小ぶりなもので、日本にレプレゼンタティブを置くというふうなことであれば認める、こういうことで解釈させていただくわけでありませぬ。

以上、大変細かいことをいろいろ聞きましたが、私、何を思っているかといいますと、大臣、こつやってみると、私が今言ったのは学校の試験みたいな話で、主務省令というところには何が書いてありますかと、何かカードをめぐっているようなお話をさせていただきました。私は、それが本当にいいことなのかなと。

というのは、もちろん、全て数字を出せとかそういうことではないんですが、例えばどういう狙いであるのか、あるいはどういうことを考えているのかということについて、形容詞的なことをここに入れることもできるわけですね。

例えば、ある程度の期間、日本に定着してもらうことが見込まれるということでの実施期間で主務省令に委任するとか、あるいは今お話があつた、

ある程度の規模の会社ということであつても、それを委任するとか。要は、これはある意味で国会と行政との関係になるわけですが、どこまで委任をし、どういうことを委任したのかということがわからないというのはいいのかな、こういう問題意識であります。

そこで、ここは全くそういう意味で自由答弁で用意されているわけですが、大臣もいろいろ御経験をされているわけでありまして、いろいろな立場も踏まれた中で、そういうところについて、この法案を見て、ああ、そうか、そういう狙いなのかと、ああ、そうか、そういうことを委任しているのかともう少しわかるようにしてもいいんじゃないかなというのが私の個人的な考えなのですが、大臣の御見解をお伺いいたします。

枝野国務大臣 御指摘のとおり、できるだけ法文を見てわかりやすくということは立法政策上重要なことだと思います。今局長から答弁させていただいた各答弁は、個々にお尋ねいただくようなお答えになるかと思いますが、全体の法律案、全体を見ていただければ御理解いただける方向性とか目的とかということは明確に示されているのかなと私自身は思っております。

そうしたことの中で、特に国際的な拠点をつくっていくということでございますので、国内的にはもとより、国際的に非常に事態の流動性が大きい、変化が激しいという状況の中にありますので、全体の法律として、省令委任の許される範囲の中でできるだけ柔軟性を持たせて事態の変化に対応させていただくということで、省令に委任をさせ

ていただいているということかなと思っております。

もしこれを国会を通していただければ、多くの方に活用いただき、活用いただくに当たっては、省令の中身ももちろんであります。できるだけわかりやすく、何を目的としてどういう要件なのかということをお伝えできるように、今の御質問の趣旨も踏まえて対応してまいりたいと思っております。

橋（慶）委員 やはり枝野大臣らしい、爽やかに答弁されてしまって、もう少しひっかかりがあるとうれしかったな、残念だなと思っております。

実は、この後に石油の法案等もまた審議する。例えば、こういうところでは二百メートルという言葉をとってみたいということがありまして、逆に言うと、昔の立法ではもう少し、例えば何とかを超えない範囲とか、そういう何かある程度限定的なものもつけていた時期もあったんじゃないか。それがだんだん非常にさっぱりした形になってまいりますと、法文を読むと、何か本当にクイズ形式のようになっていまして、もう少し法文というのは味があってもいいんじゃないかというのは、ちよつと経済産業委員会の番地からは外れるのかも知れませんが、そういう思いがあるということ、さら問いまではいたしません、せっかく法制局にも来ていただいておりますので、そういったことを含めて、大体こういう省令委任の考え方、最近どのようになっているのか、一応確認だけさせていただきたいと思います。

松永政府参考人 お答え申し上げます。

法律におきまして、省令に委任することができ、範囲等につきましては、憲法第四十一条が、国会は国の唯一の立法機関である、こういうふうに定めておりますことから、この憲法の趣旨を否定し、いわば実質的に国会の立法権、これを没却するような抽象的、包括的な委任は許されない。省令への委任につきましては、例えば、手続的な事項ですとか技術的な事項、あるいは事態の推移に心じまして臨機に措置しなければならない事項、こういうものにつきまして、個別的、具体的な委任に限られるべきものというふうに解されているところがございます。御指摘の今回の法案につきましても、こうした考え方のとおりまして省令に対して委任をするという規定ぶりになっていくところがございます。

橋（慶）委員 意のあるところをぜひ、大臣も専門家でございますから、またいろいろ見ていただいて、少し味のある法案にしたらいふことも言っていただければうれしいなと思えます。

これくらいにしまして、今度は効果に入らせていただきます。

この法案について、言ってみれば特典といいますが、計画を認定されれば幾つかの措置がなされるわけですが、その効果はどれくらいあるのか、どのようにお考えになつていくかということについて確認をいたします。

まず、法八条というところで、外国投資家に対して内直接投資を行える時期というものにつきまして、普通は届け出をしてから三十日間投資ができない、そういうたてつけになっているわけですが、

この計画で認定されますと、三十日間が二週間ということでも半分短縮される、こういうことになっております。

これは、どういう効果があつて、どれくらい期待できるのか、このことについてまずお伺いいたします。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

今、先生が御指摘のように、法定審査期間、届け出後三十日間は投資を行つてはならないとされているところを、今回の特例措置は、認定事業を行う会社の株式または持ち分を外国投資家が取得する場合に、投資の届け出の法定審査期間を三十日から二週間へ短縮しております。

法律上の投資を行つてはならない期間が短縮されることにより、会社設立までに要する期間が確実に短縮されるということが明らかになりますので、認定計画に基づく事業の円滑な実施に一定の効果が見込まれると考えております。

橋（慶）委員 続けて二点目でありまして、これも、この計画を認定された中小企業者における研究開発事業に関しては、特許料の軽減ということを規定されているわけでありまして。

これは、やはり国際的な競争力の問題ですから、海外でも同種の措置がなされているのか、この効果も含めてお伺いをいたします。

岩井政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘がございましたとおり、この法十条におきまして、認定研究開発事業計画に従つて行われる中小企業の研究開発事業の成果につきまして、特許審査請求料及び一年目から十年目までの特許

料につき軽減する措置が規定されてございます。

海外におきましては、中小企業に対する一般的な措置としてこのような減免措置をとっておる一部の国がございます。米国、フランス、韓国において一般的な措置は存在をしております。しかしながら、我が国で今度お願いをしておりますように、認定を受けた計画に従って行われる中小企業の研究開発事業の成果の活用のために特に特別の措置を講じているという例は、諸外国にはないものと承知をしております。

その意味で、この法律をお通しいただきますと、中小企業が行います研究開発並びにその成果の活用ということにつきまして、この減免措置を通じて、所要の効果が上がることを期待しているところでございます。

橘（慶）委員　そして、三点目は租税特別措置でありまして、今国全体の企業の法人税についても手当てされたところでありますが、この法案でいえば、計画を認定された法人について、法人税については、実効税率でいうと、大体、五年間にわたって約七、八%の税率の引き下げになる、言ってみれば、今までの租税の体系をさらに深掘りする、これが多分、インパクトとして一番この法律の中では大きい部分かと思いますが、これも相対的なものではありましようけれども、どれくらい競争面で効果が上がるといような、どういう効果ということで認識されているのか、お伺いいたします。

厚木政府参考人　お答えいたします。
先生の方から、その効果の具体的な数字という

ことでございますけれども、我々としてもなかなかそれについては推計できていないところでございますけれども、いずれにしても、先ほど先生が御指摘のように、グローバル企業が立地先を選定する要因は複合的でございます。コストや事業環境等を総合的に評価し、判断すると考えております。

ただ、その中でも、今回の本法案において、グローバル企業の高付加価値拠点の立地を促進していくために、法人税負担の軽減ということで、五年間、二〇%の所得控除により法人実効税率が約三八%から約三一%に引き下げられるということでございますので、こうした措置を行うこと、また、これに加えまして、立地補助金や総合特区法に基づく規制の特例措置、それから我が国が有する質の高い技術や研究開発環境といった強みとのパッケージでグローバル企業に提示していくことが重要だと考えております。

橘（慶）委員　そんな意味では、この法案もある意味で一つの核にしながら、いろいろな施策をパッケージにということになると思うので、そのマーケティングの話に最後は行きたいわけですが、その前に、そういう経済面だけではなくて、やはり企業は人なり、研究開発も人なりであります。

そういう中で、よく我が国では、日本の若い方々の国内志向の強まりというようなことが指摘されたり、あるいは今グローバルに展開する企業では、かなり今は外国の、言ってみればアジアの方々を採用されるような日系の企業もふえていると

いう話もあつたりするわけですが、そんな意味では、この法の効果を真に上げていくためには、最初にもちよつと触れました人材養成面とか言語教育面とか、なかなか経済産業省さんの番地ではないのかもしれませんが、そういうったものも含めて、総合的な施策というものが必要になるという気がするわけですが、働きかけということも含めて御認識を伺います。

厚木政府参考人　お答え申し上げます。

先生御指摘のように、その人材養成面、それから言語教育面での施策というものも大変重要でございまして、外国人にとつてよりよい事業環境、生活環境の整備等を盛り込みましたアジア拠点化・対日投資促進プログラムにおいても、このことについて取り上げているところでございます。

本プログラムの中では、グローバル人材の育成を図るための体制整備等を推進することとしておりまして、具体的には、関係閣僚で構成されるグローバル人材育成推進会議を開催し、グローバル人材育成に向けた、政府一丸となった取り組みを昨年六月にまとめたところでございます。これに基づきまして、現在、産業界、大学、関係省庁等と連携し、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を推進しているところでございます。

今後とも、関係省庁とも連携をとりながら、本プログラムに基づくグローバル人材育成に向けた取り組みを着実に推進してまいりたいと思っております。

橘（慶）委員　ぜひ、そういったことが具体的な実を結ぶことになるようにしていただきたいと思います。

思いますし、そういうことをまた機会があったら
お伺いもしていきたいと思えます。

そして、そういった施策のパッケージができた
した、このパッケージをアタッシューケースに詰め
て、いよいよこれ売って歩くというか、マーケ
ティングという段階だと思えます。このマーケテ
ィングをどういうふうに進めて、より多国籍企業
に日本のよさというか立地ということをアプロー
チしていくお考えであるのか、その姿勢について
お伺いをいたします。

北神大臣政務官 おっしゃるとおり、この国会
で通していただいても自動的に企業が来るわけ
はないので、積極的に誘致活動をしていかないと
いけないというふうに思っています。

これまで、ジェトロを通じて、これは大体年間
百件ぐらいの実績が平均的にあるんですが、ジェ
トロが誘致活動に取り組んできた。

また、平成二十二年度の補正予算によって、委
託事業として、いわゆる外国の企業で、日本に新
規投資をしそうな企業に対して、大体六百社ぐら
いリストアップをしまして、そのうち三十社ぐら
いに具体的な投資計画の策定の支援などもやって
きました。

今後につきましては、引き続き、ジェトロとか
あるいは地方公共団体、これは以前、藤田大助委
員からも指摘があったんですが、東京とかの都会
だけじゃなくて、やはり田舎の方にも来ていた
いて地方の活力にもつなげていきたい、そういう
ことで、地方公共団体とも連携をして積極的に誘
致活動をしていきたいというふうには思っています。

橘（慶）委員 そして、このマーケティングで
ありますが、ターゲットというところもよく言
われるわけでありまして。アジアが伸びている、あ
るいは欧米企業はいろいろな実績があって世界的
に展開している、いろいろあると思うんです。あ
るいは、日本企業が出ていくのをとめるというこ
ともあるでしょう。

実際、ターゲットという言い方は、その辺は
どのようにお考えになられているのか、言ってみ
れば、どういう戦略でこの日本のアジア拠点化とい
うことを考えていかれるのか、そこをお伺いし
たいと思えます。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、グローバル企業の研究開発拠点や統
括拠点を我が国に呼び込むということに狙いがあ
る。そういう意味では、そういったところにター
ゲットを当ててやっていくということございま
す。欧米企業とかアジア企業とかいうような特定
の地域を念頭にターゲットにしてということでは
なくて、ある意味で、そういった高付加価値な機
能をターゲットとして支援措置を講じていくとい
うことだと理解しております。

橘（慶）委員 そこは言ってみれば、一面、総
花的という感じにもなるんですが、ここはもしか
したら、後から質問する国際戦略総合特区で、各
地域に指定したところが、少しは地理的なことも
含めて色合いが出てくるのかな、こういうふう
にも理解したいと思えます。本来は、やはりある程
度、的というのは本当は絞られるべきじゃないか
なという感じもいたします。そこは、戦略ですか

ら、よくまたお考えになって進めていただきた
いと思えます。

そこで、海外企業の対日直接投資ということ
ありますけれども、これは言ってみれば、日本に
とっては黒船だという感じもしないわけではない
んですが、先ほど途中で、今回の要件、その効
果の中でも出てきたように、海外から日本へ来
ていただくということは、決して日本の仕事を
とるということではなくて、日本企業といろいろ
お互い刺激し合って、逆にそこから新しいものを
生み出すとか、そういった開かれた日本というこ
とが逆にまた国内企業の成長ということにつながる、
こういうことを言っ見解もあるわけでありませ
う。

この辺、経済産業省さんとしてどうお考えにな
っているのか、確認をいたします。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

まさしく先生御指摘のとおりでございます、
海外企業の対日直接投資は国内企業にとってもさ
まざまなメリットをもたらすというふうには考
えております。

具体的には、グローバル企業による研究開発事
業の促進により、新規性、革新性の高い研究開発
が我が国で新たに行われ、その成果を活用した新
たな事業の創出が期待されるというようなこと、
それから、グローバル企業と我が国企業や大学等
の研究機関との共同開発や技術提携、販売提携、
部品、素材供給などにより、我が国企業にも革新
的な技術の導入や新製品の開発が期待されるとい
うようなこと、それから、グローバル企業による
統括事業の促進により、我が国に新たな経営ノウ

ハウビジネスモデルがもたらされて、我が国企業の生産性向上や海外販路開拓につながっていくということ、さらには、高度な研究者、経営者といった高度人材が集結するということです。我が国におけるグローバル人材の育成にも貢献するのではないかと考えております。

橋（慶）委員 そういって、一面、交流ということも非常に大事なんだと思うわけです。

そして、今回のこの経済産業省さんの法案というのは、言ってみれば、地域を限定しない、日本あまねく、そこでそういう投資計画があればそれを応援しようというものでありますが、もう一つ、昨年の通常国会、同時に内閣府から提案され、それが成立した国際戦略総合特区というものがあつたわけでありまして。これは逆に、地域を絞って、ある地域においてそこを国際的に伸ばしていくんだ、こういうことがあつたわけで、この二つの法案はもともと一緒に効果を発揮するものなのか、あるいは私どもの党内では、一緒にまとめてもいいんじゃないか、こんな議論まであつたわけですが、これも、もし、きょうこの法案が成立すれば、どのような連携が図られるのか、お伺いをいたします。

厚木政府参考人 お答え申し上げます。

本法案によるグローバル企業の高付加価値拠点の立地促進ということと、国際戦略総合特区制度を規定している総合特区法による地域ごとの環境整備というのをあわせて講じて、いわゆるパッケージとして相乗効果を発揮することが重要だということふうに考えております。

このため、本法案の認定を受けたグローバル企業が総合特区法に基づく国際戦略総合特区内に立地した場合には、原則として、本法案及び総合特区法に基づく支援措置のメリットをともに受けることができるということでございます。

また、平成二十三年十二月に策定したアジア拠点化・対日投資促進プログラムに基づいて、総合特区制度との有機的な連携に取り組む所存でございます。

具体的には、経済産業省といたしましては、関係省庁、地方公共団体等と密接に連携、情報交換を行うほか、本法案及び総合特区法に基づく各種支援措置につき、ジェットロにおいて一体的に情報を提供する等、この国際戦略総合特区制度との連携を密接に行っていきたいということふうに考えております。

橋（慶）委員 ありがとうございます。

先行していただきますこの国際戦略総合特区は、既に七力所というふうに何つております。

そこで、質問は二つに分けていましてがまとめてお答えをいただければと思っておりますが、今、七つということ、その展開の考え方、そして、その中で九州北部とか中京圏、これは指定されているわけですが、それぞれやはり対象となる国あるいは業種の面で特色も出てくるように思うわけでありまして。この辺、どういうふうに進めていくのか、これは内閣の地域活性化統合事務局の方からお答えをいただきたいと思っております。

枝広政府参考人 お答えいたします。

先生の最初の御質問でございますが、今後の特

区の地域指定に当たつての考え方ということだと思っております。

この国際戦略総合特区につきましては、成長分野を中心に、我が国経済を牽引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ち得る地域を厳選する、こういう考え方に立っております。こつした考え方を踏まえまして、総合特区推進本部からの意見聴取を経て、内閣総理大臣が指定の可否について今後判断をしていくことになろうかと思っております。

それから、既に指定を受けております九州北部、中京圏などの国際戦略総合特区の特色についてのお尋ねがございました。

九州北部につきましては、福岡県、福岡市、北九州市によるグリーンアジア国際戦略総合特区でございます。こは、アジアの活力を取り込み、アジアとともに成長することを目指しまして、環境を軸にしたさまざまな産業の競争力を強化、結果としてこつ、こつという考え方で取り組もうとしてございます。

また、中京圏につきましては、アジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区というもので、アジア最大の航空宇宙産業クラスターの形成を目指しまして、材料を含む研究開発から設計開発、試験、製造、販売、保守管理までの一貫生産システムの構築等による競争力アップ等を図るこつ、こつという地域における特色ある取り組みを目指しております。

橋（慶）委員 ありがとうございます。

今七力所指定されていまして、九州北部、中京

圏、今お話しのような、少しいろいろな特色を出してやっていくことでもあります。

実は、この中で、札幌、つくば、東京、川崎、横浜云々とありまして、仙台がまだ入っておりません。そんな意味では、そういうところもあと考えられるんじゃないかなと思っております。

さて、大震災関連等で、若干幾つか最後にまとめて質問させていただきたいと思えます。

高原長官、二つお伺いしようと思いましたが一つにまとめまして。

実は、きょう皆さんに、二枚目の方で、損害賠償の仮払い、本払いの支払い状況というのをつけさせていただきました。大分ペースが上がってきたといえますか、自主避難等のものも含めて本賠償がかなり進んできました。前のように、何件何件というのはまた後で資料をいただければいいかと思えます。

ただ、こうなつてきますと、やはり資金の流れもかなりスピードアップしてきているということでありまして、交付国債で五兆円の枠を持つておられまして、保険については一千二百億円先にお金を渡してあるわけですが、この五兆円でこれまでにどこまで手当てをし、今後どのようになっていくのかという見通しについて、長官、お願いいたします。

高原政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、原賠法に基づきます賠償の措置額は千二百億円でございますけれども、合わせまして七千八百三十六億円の資金交付がございました。賠償の支払いにつきましては、昨日、四月十七日

現在で七千三百四十二億円となっております。したがって、また近いうち、これは恐らく来週になりますけれども、来週にも二千億円強の追加の交付をさせていただくということになると思えます。

以上でございます。

橘（慶）委員 ありがとうございます。

最初はゆっくり始まったんですが、それはやはり大事なことでありまして、被害を受けた方には当然どんどん交付しなきゃいけないんですが、そうなるべくと、だんだんエネルギー特会での借り入れも膨らんでいくわけでありまして、それをまた電力会社みなどで払っていかなくちゃいけない部分もあるわけでありまして。そんな意味で、電力会社の経営、いろいろなことがだんだん複層的に難しくなってくるのかな、こんなふうに今思っているわけで、またお伺いしたいと思えます。

それから TPP でありますけれども、前回この場に立たせていただいたときに、例のアメリカの自動車業界の軽自動車の規格についての意見については取り下げられたというお話であったわけですが、せんだって報道に接しますと、四月五日に内閣府の石田副大臣が訪米された際に、また、米国の通商代表部、USTR からは自動車ということがやはり出てきているような感じがあります。

きょうは経済産業省さんでありますから、引き続き通商政策局長さんだと思いますが、なぜまだ引き続き説明事項になっているのか、その背景なり、聞いておられる範囲、どういことが焦点な

のかということ、わかる範囲でお答えをいただきたいと思えます。

佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

四月五日の石田内閣府副大臣とマランティス米国次席通商代表との会談におきましては、自動車について、米国の議会それから利害関係者が強い関心を有している問題の一つであるということで説明がございましたが、米政府から個別具体的な要求はなかったというふうに承知しております。

橘（慶）委員 この辺がやはりなかなかまだわからないところでありまして、自動車ということが本当にどうなっていくのか。私どもとしては、そういう情報をいただきながら、またこの TPP ということについていろいろと考えていかなくちゃいけないわけでありまして、またわかる情報については、その都度ぜひ出していただきたい、このように思えます。

多分最後になると思いますが、もし時間があつたら、枝野大臣に、もう一度アジア拠点法に戻って、最後にお伺いしたいと思えます。

福井の大飯原発の再稼働の問題が出てまいりまして、四月、枝野大臣もこの間現地にも入られたわけでありまして、きょうはその再稼働の条件とかそのやりとりは聞きます。きょうお伺いしたいのは、ことしの夏の関西電力の需給見通しの問題でありまして、一昨年夏並みの気候を仮定すると、需要は三千九十五万キロワット、供給力は二千五百二十五万キロワット。五百七十七万キロワットの不足ということで、これは政府からも出てくるデータであります。

そこで、大飯原発が、仮定の話、稼働する場合あるいは稼働しない場合、この二つに当然物事が分かれると思います。その二つの場合において、関西電力管内の皆さんへの節電要請はどの程度変わるのか、このことについて今の御見解を、北神政務官、お願いいたします。

北神大臣政務官 お答えします。

稼働しない場合、これにつきましては、委員もおっしゃいましたけれども、三通り見通しをやっています。二〇一一年夏並み、去年の夏の想定でいけば、これは当然節電のあれも含めて計算をしているんですが、予備率がマイナスイナス五・五％になる。そして、二〇一〇年、さつきおっしゃった猛暑であつたんですが、その想定でいけばマイナスイナス一八・四％。過去五年平均でいけばマイナスイナス一六・〇％。相当需給ギャップがあるということで、相当厳しい節電をお願いしないといけない。

仮に、地元を初め、国民の一定の理解を得て第三号機、第四号機を再起動した場合でも、やはりまだ需給ギャップというのが残るということで、関西地区の皆さんには、この場合でもやはり節電をお願いしなければいけないというふうに思っております。

橋（慶）委員 なかなか厳しい状況ということ、例えば節電率とか、いろいろ要請の仕方が変わるかというところを本当はお伺いしたかったわけでありますが、かなり厳しい状況ということは一応頭には置きながら、また見ていきたいと思っております。

一番最後に、ちょっとだけ時間が残りました、

何を聞こうかと思つていたかといえますと、自由答弁ですので、アジア拠点ということ、たしか大臣は東北にもお住まいになったことがあつたと思います。先ほど仙台というのがまだなっていないというお話をしましたが、仙台はいかがでしょう、そういう国際拠点、アジア拠点としての可能性ということについて。

これは自由答弁です。どうぞお願いします。

枝野国務大臣 具体的特区とかということと絡めてまいりますとなかなかお答えしにくいんですが、仙台は、東北の中心都市であると同時に、特に技術系の、私は文科系なんですが、技術系の立派な大学がありますので、さまざまな意味でのアジアの拠点になり得るところだと思えますし、また、残念な地震と津波でございましたけれども、そのことによつて仙台の認知度は国際社会に高まっている。今度、実は、ASEANの通商大臣に日本にお集まりいただきませんが、それも東京にだけではなくて、まず仙台に入つていただいて、仙台の復興状況などを見ていただくということもやっております。

そうした意味では、非常に期待が持てる地域だというふうに思っております。

橋（慶）委員 きょうはどうもありがとうございます。

中山委員長 次に、江田康幸君。

江田（康）委員 公明党の江田康幸でございます。

本日は、アジア拠点化推進法案に関連して、今後の日本の経済対策についてもお伺いをさせてい

ただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、これまでの対日投資促進の取り組みについて、大臣にお伺いをしたいと思います。

自公政権時代に、二〇一〇年までに対日投資残高の対GDP比を五％とする目標を設定し、積極的に対日投資の促進に取り組んできたところでございます。しかし、これまで着実に増加していた対日直接投資残高が、二〇〇九年、二〇一〇年と減少して、二〇一〇年の対GDP比は三・七％と、二〇〇六年に設定された二〇一〇年までに対日直接投資残高を倍増してGDP比五％程度とするという新目標は達成できずに、諸外国と比較してもいまだ低い水準となっているわけであります。

新成長戦略においても、二〇二〇年までに実現すべき成果目標として、高付加価値拠点数の増加、また、外資系企業による雇用倍増、対日直接投資倍増を掲げておられますが、二〇〇九年以降、政府は対日直接投資の促進にどのように取り組んできたのか、また、二〇〇九年以降の政府の対日投資促進に向けた取り組みが十分であったのかと私は疑問を持ちますが、新たな目標はどのように達成していくつもりなのか、大臣の御見解をお伺いさせていただきます。

枝野国務大臣 御指摘のとおり、対日直接投資が減ってきてしまいました。シンガポールや韓国など、他の地域の誘致支援策の強化であったり、それから、アジアの新興国の経済成長によつて我が国市場の相対的な地位が縮小しているということがございます。また、個別具体的に見ますと、

外資系企業の我が国への立地が、二〇〇八年から方向性が、やはりトレンドが変わってきている。リーマン・ショック等の影響などもあったのかなというふうに思ってきております。

ただ、まさにこうした状況を変えないといけな
いということ、二〇一〇年六月に策定された新
成長戦略において、アジア拠点化の推進を改めて
位置づけたところでございます。これに基づいて、
研究開発拠点や統括拠点の初期投資を補助する立
地補助金を措置する一方で、今御審議いただい
ている法案